

公益社団法人兵庫県看護協会 新型インフルエンザ等対策業務計画

第1章 兵庫県看護協会における新型インフルエンザ等対策業務計画の策定の経緯

兵庫県看護協会（以下「本会」とする。）は、平成26年2月18日に、兵庫県の新型インフルエンザ等対策行動計画における指定地方公共機関として指定を受けた。指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等発生時に、その業務について対策を実施する責務を有している。また、発生前の段階から、対策の実施に必要な設備や備品の備蓄及び整備を行うとともに、訓練を実施し、発生時の対策が的確に迅速に実施できるよう努める責務がある。

また、本会の目的「人々の健康な生活の実現に寄与すること」を達成するためにも、本会においては「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、本業務計画を策定する。

本業務計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針や、本会が実施する措置等を示すとともに、病原性が高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合など様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」とする。）は以下のとおりである。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さ方新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

※新型インフルエンザは、飛沫感染、接触感染が主な感染経路とされており、基本的にはインフルエンザと共通の特徴を有していると考えられている。

第2章 総則

1. 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的と基本方針

1) 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また発生そのものを阻止することは不可能である。交通手段の発達により地球規模で大量の人が移動できる時代となり、世界のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、日本および県内への侵入も避けられないと考える。万が一、新型インフルエンザ等が発生し、感染が拡大すれば、人々の健康・生命が脅かされるだけでなく、経済全体にも大きな影響を与えることが懸念されている。また、看護職が罹患し、看護に従事できないものが大量に出ることにより、適切な医療・看護の提供に影響を及ぼすことが予想される。そのため、できる限り感染拡大を抑制することが求められる。

県内の看護職および本会内における、感染予防、感染拡大防止による必要な人員の確保とともに、限られた人員により必要な業務の維持・継続が求められる。

以上のことから、次の２点を主な目的として対策を講じることとする。

○感染拡大を可能な限り抑制し、会員および看護職の生命及び健康を保護することにより、社会に必要な医療提供体制を確保する

- ・県や国、関係機関等から情報収集し、速やかに情報発信することにより感染拡大を抑制し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

○本会役職員への感染拡大を可能な限り抑制する

- ・本会内での感染予防、感染拡大防止対策等により、欠勤者を減らす。
- ・業務継続方法の検討、優先業務の実施等により、会員および看護職の生活および経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

2) 新型インフルエンザ等対策業務計画の基本方針

本業務計画は、国の行動計画および兵庫県における新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、本会における新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針や本会が実施する対策を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の低い場合等様々な状況で柔軟に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

実際に新型インフルエンザ等が発生した場合には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが、会員及び看護職ならびに本会役職員の生活及びその経済に与える影響等を総合的に勘案し、本会における新型インフルエンザ等対策本部が、本業務計画で記載するものの内から実施すべき対策を選択し決定する。また、本会における業務継続についても、本業務計画のうちの指示及び決定事項に従うものとする。

なお、本業務計画推進にあたっては、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、訓練等による計画の検証を通じて、必要に応じて計画の修正を行うこととする。

2. 新型インフルエンザ等対策業務計画の運用

1) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校や興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設開設のための土地等の使用等の実施にあたって、会員および看護職ならびに本会役職員の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するための必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があるこ

とを前提として、会員及び看護職ならびに本会役職員に対して十分に説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万が一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザ薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

(3) 行政および関係機関等との相互の連携協力の確保

本会の健康危機対策支援本部と、国および兵庫県における対策本部または、日本看護協会や兵庫県医師会等関係機関・団体等との連携を密に図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した場合には、新型インフルエンザ等対策本部および各班、関係部署は、その対応状況の分析や評価及び今後の活用のために、緊急事態への対応経過状況等を記録し、保存するものとする。

2) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザ等の場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

本業務計画の策定にあたっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値をおくが、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、これらの想定を超えることも下回ることもあり得ると念頭に置いて、対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウィルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを予測することは困難である。

以上を踏まえ、本業務計画策定に際しては、国の行動計画および兵庫県の新型インフルエンザ等対策行動計画を参考に、全人口の 25%が罹患し、流行が各地域で約 8 週間続くという仮定のもと、会員及び看護職ならびに本会役職員の 25%が罹患するものとして流行予測を行った。

なお、国の行動計画では「従業員が発病して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、家族の世話・看護のため出勤が困難となる者、不安による出勤しないものがあることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。家族の世話・看護の必要がある従業員の割合等は業界・企業ごとに異なるため、欠勤率も業界・企業ごとに変動することも想定される」「ワクチンや薬等による介入の影響（効果）、現在の医療体制、衛生状況を一切考慮し

ていない」としている。

第3章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

1. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

平常時には、本会の健康危機管理基本指針に基づき、健康危機対策会議を設置し、情報共有や訓練の実施など、新型インフルエンザ等への対策を推進する。さらに、国や兵庫県、日本看護協会その他関連団体等からの情報収集及び連携を強化し、国内発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が国内で発生した場合は、本会内または本会所在地域内での発生の有無にかかわらず、健康危機対策支援本部を設置・運営する。国内での患者が増加した場合は、本会内においても職員の出勤率の低下が予測されるが、できる限り本会内に設置することとする。支援本部は、本業務計画及び健康危機支援基本要領に基づき、新型インフルエンザの感染力や流行状況等を踏まえ、本部長の指示により対策等を決定する。

国の対策本部あるいは兵庫県の対策本部が廃止された場合には、健康危機対策支援本部長の指示により、当該支援本部を解散する。

2. 新型インフルエンザ等における健康危機対策支援本部の構成

1) 本部の構成

本会で別途定める、健康危機管理基本指針に基づき、新型インフルエンザ等が発生あるいは発生の予想がある場合には、兵庫県看護協会健康危機対策会議が健康危機対策支援本部の設置を決定する。

本部の構成は、次のとおりとする

- (1) 本部長は、会長が務め、健康危機対策支援本部の業務を統括する
- (2) 副本部長は、専務理事が務め、本部長を補佐するとともに、本部長不在の場合にはその職務を代行する
- (3) 健康危機対策支援本部のメンバーは、副会長、常務理事、地区理事、職能理事、事務局長ならびに、本部長が指名する者とする

2) 健康危機対策支援本部の業務

健康危機対策支援本部の業務は次のとおりとする。

- (1) 情報収集及び分析を行い、健康危機に対する支援を決定する
- (2) 災害支援ナースの派遣について決定する
- (3) 関係部署に指示・命令するとともに、必要な情報を提供する
- (4) 看護職、会員に対して適切な情報を提供する
- (5) 行政・関係機関・団体との連絡調整を行う
- (6) 必要に応じた県民等への広報活動を実施する
- (7) 健康危機支援の経過等について理事会に報告する
- (8) 健康危機対策支援活動に必要な物資の調達、管理を行う

(9) その他本部長が必要と認める事項を実施する

3. 新型インフルエンザ等発生段階における国・県等の役割

1) 新型インフルエンザ等の発生段階とその状態

国が行動計画で定める発生段階に基づく

(1) 未発生期

新型インフルエンザ等が発生していない状態

(2) 海外発生期

海外で新型インフルエンザ等が発生した状態

(3) 国内発生早期

国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態

(4) 国内感染期

国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態

(5) 小康期

新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

2) 新型インフルエンザ等の対策に関する国・県等の主な役割

兵庫県の新型インフルエンザ等対策行動計画の国・県および指定地方公共機関の主な役割に基づき、各発生段階の本会の役割を次のとおりとする。

(1) 国

①基本的な考え方

- ・国際社会における国家としての事務
- ・全国的に統一して定めることが望ましい諸活動
- ・地方自治の基本的な準則作成
- ・全国的な規模・視点で行う施策・事業

②主な役割

i) 発生前（未発生期）

- ・サーベイランスの収集・分析
- ・発生に備えた体制整備
- ・指定公共機関の指定
- ・ワクチン製造・備蓄及び接種時期・順位の検討
- ・抗インフルエンザウィルス薬、医療資機材の備蓄
- ・通常の検疫体制
- ・訓練の実施
- ・国民への普及啓発
- ・調査及び研究に係る国際協力

- ・登録業者の指定

ii) 発生後（海外発生期から小康期）

- ・サーベイランスの強化
- ・相談窓口の設置
- ・国際的調査研究・連携
- ・検疫強化（特定検疫所・飛行場の設定・停留施設の使用要請）
- ・ワクチン製造及び接種指針作成
- ・抗インフルエンザウィルス薬の流通調整・投与方針決定
- ・在留邦人への対応
- ・基本的対処方針の決定、公示、周知
- ・対策本部設置
- ・特定接種の実施
- ・優先予防接種の対象及び期間を設定
- ・埋火葬の特例制定
- ・物資の確保

（２）県

①基本的な考え方

- ・広域的・専門的な対策
- ・国と視聴・市町間の連携調整
- ・市町の補完

②主な役割

i) 発生前（未発生期）

- ・サーベイランスの収集・分析
- ・発生に備えた体制整備
- ・指定地方公共機関の指定
- ・抗インフルエンザウィルス薬備蓄
- ・登録事業者の登録協力
- ・特定接種の実施体制整備
- ・市町の対策支援
- ・訓練の実施
- ・県民への普及啓発

ii) 発生後（海外発生期から小康期）

- ・サーベイランスの強化
- ・相談窓口の設置
- ・情報収集・提供
- ・帰国者の健康監視
- ・入院・外来医療機関等の医療体制の確保
- ・抗インフルエンザウィルス薬の流通調整

- ・対策本部設置
- ・特定接種の実施
- ・社会活動制限の実施
- ・市町との情報共有
- ・新型インフルエンザワクチンの流通監視
- ・市町、指定地方公共機関の対策支援

(3) 本会

①基本的な考え方

- ・新型インフルエンザ等対策の実施

②主な役割

i) 発生前（未発生期）

- ・業務計画の作成
- ・訓練の実施・協力
- ・会員および看護職等への感染予防、対策等の普及啓発
- ・感染予防等に関する県民への普及啓発、健康教育の実施
- ・職員等への感染予防、対策等の普及啓発、周知

ii) 発生後（海外発生期から小康期）

- ・感染防止策の実施
- ・計画に基づく機能維持
- ・行政等と連携した相談窓口での支援活動

4. 情報収集・共有体制

1) 国・県・関係団体・各支部等からの情報収集、共有体制

新型インフルエンザ等への対策を適時的確に実施するために、本会においては行政からの発生状況に関する情報を迅速に把握し、必要な対策の実施を判断するとともに、行政だけでなく関係団体および各支部、県内各施設から情報を速やかに収集・分析・共有を図ることとする

2) 会員・看護職への情報提供体制

新型インフルエンザ等の発生段階に応じて、特に対策の決定プロセスや対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

発生前においては、発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、新型インフルエンザ等の予防及び、蔓延の防止に関する情報を適時提供し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図る。

会員・看護職への情報提供にあたっては、本会ホームページおよび広報誌等を活用する。

3) 本会職員等への情報提供体制

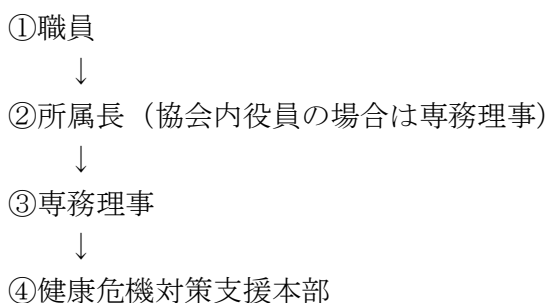
本業務計画および新型インフルエンザ等対策に関して、本会の健康危機管理基本指針に基づき、本会の全職員へ情報提供、周知を図る。個人レベルでの対策が全体の対策の推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることが重要である。

本会職員等への情報提供にあたっては、発生段階別の状況に応じ、必要時、緊急連絡網を用いる。また、本会内における感染状況及び健康危機対策支援本部の指示・命令の発信等のため、メーリングリストを設定し、活用する。

どのような発生段階においても、本会職員の感染状況の把握のために、積極的に情報収集・分析し、感染した場合には次の経路で報告する。なお、発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力、死亡率等の流行状況に応じて、健康危機対策支援本部の指示に従い、本会職員と同居する家族が感染した場合には、電話でその旨を所属長に報告し、出勤自粛等を判断する。

感染状況の把握の際には、個人情報の取り扱いについて、本会の個人情報保護規定に基づき、感染者等の人権に十分に配慮し、保護することとする。

感染時の報告経路は、次のとおりとする。



5. 関係機関との連携

1) 関係機関一覧（別添）

第4章 新型インフルエンザ等に対する業務継続計画

1. 新型インフルエンザ等に対する業務継続の基本的な考え方

1) 本会に求められる役割

本会は、人々の健康と生活を支援するライフサポーターであり、健康危機発生時あるいは発生が予想される場合には、迅速に対応することが求められている。

また、健康危機発生時には、県内の保健・医療・福祉の提供体制を維持するために、会員及び看護職へのできる限りの支援を行うこととしている。健康危機発生時だけでなく、平常時から危機的な状況に備えた体制整備の構築、会員及び看護職ならびに県民等への減災に関する普及啓発活動に努めることが求められている。

2) 基本方針

本会が上記の役割を果たすためには、職員の生命・健康を確保しつつ、必要な業務を継続するための万全の対策を講じることが必要である。このため、新型インフルエンザ発生時における感染防止策を徹底するとともに、不要不急の業務を縮小・中止することにより、業務の絞り込みを徹底して行い、真に必要な業務に資源を集中させることとする。

業務継続の基本的な考え方としては、新型インフルエンザ等の対策を優先的に実施するほか、最低限の組織の機能維持に必要な業務（一般継続業務という）を継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制を確保する。

職員への新型インフルエンザ等の感染を防止し、新型インフルエンザ等対策業務および一般継続業務を実施および継続するため、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合には、全職員の感染防止について最大限の配慮を行うとともに、必要な一般継続業務以外の業務を一時的に縮小または中止・中断する。特に感染拡大につながる恐れのある業務については、積極的に中断する。

2. 事業所概要と発生時の人員計画

海外発生期 国内発生早期 国内感染期 小康期					
危機管理体制	健康危機対策会議の開催	新形インフルエンザ等に関する健康危機対策支援本部の設置・運営			健康危機対策支援本部の解散
		・各部署から対策の為の人員確保 (本会各部署は必要な業務及び人員を把握する)	・各部署から対策のための人員の確保 (本会各部署は柔軟にその体制を再構築する)	・各部署から対策の為の人員の確保 ・本会全体としての優先業務への人員配置 ・本会全体としての応援体制の構築	・通常業務の再開 (本会各部署はその体制を再構築する)
人員計画	約 2～4 週間	約 4 週間			約 2 週間
		罹患率：25%			
被害想定	←→	欠勤率：25～40% (ピーク想定 40%)			←→

3. 発生段階別の本会内の業務継続の考え方

業務区分		基本的な考え方	主な業務例
A 新たに発生する業務		①感染拡大防止策 ②危機管理体制上、必要となる業務	①新型インフルエンザ等に関する 情報収集・情報発信 ②相談窓口の運営 ③職員の感染状況の把握 ④支援活動に関する事務等
通常業務	B 継続業務	①会員、看護職及び職員の生命を守るための業務 ②休止すると重大な法令違反等となる業務 ③機能維持のための基盤業務	①県協会との連携 ②通信、各種システムの維持
	C 縮小業務	①緊急性を要しないが、継続が望ましい業務 ②継続・休止以外の業務 ③対面業務を中止して、工夫して実施する業務	①イベントや各種会議等 ②各種委員会、研修会など
	D 休止業務	①緊急性を要しない業務 ②多数の人が集まる施設や業務	①イベントや各種会議等 ②各種委員会、研修会等

4. 感染予防と感染拡大防止対策の実施

1) 感染予防・感染拡大防止のための普及啓発

新型インフルエンザ等の感染予防・蔓延防止のため、発生前から、新型インフルエンザ等についての正しい知識と適切な予防策について、周知を図ることが重要である。また、新型インフルエンザ等が発生した際、特に発生初期における感染者への誹謗・中傷、感染が確認された地域（職場等）への風評被害が起きないように、新型インフルエンザ等には誰もが罹患する可能性があり、患者やその関係者には責任がないこと等、指定地方公共機関として、また、看護の専門職能団体として正しい知識を持ち、普及啓発していくことが重要である。

本会のホームページや広報誌等により、新型インフルエンザ等の感染予防策を周知するほか、県やその他の関係団体等と連携して、会員・看護職への情報提供や普及啓発を図る。

2) 本会内での感染予防・拡大防止対策

新型インフルエンザの主な感染経路は、季節性インフルエンザと同様に「飛沫感染」と「接触感染」であり、その予防には、手洗いや咳エチケットの励行などが有効な対策である。

国内での発生職の段階から、個人における感染対策の他、職場における感染対策の徹底などの季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について、より強化するよう促し、本会においても実施する。また、行政等から感染拡大防止等についての協力要請があった場合には、迅速に対応し、対策を講じることとする。

(1) 個人における感染対策

平常時のうがい、手洗いに加え、国内における発生の初期段階から、マスク着用・咳エチケットの励行・人込みを避ける等の基本的な感染対策の実践を促す。

(2) 職場における

本会の職員が発熱等のインフルエンザ様症状を認める場合には、出勤せず早期に医療機関を受診するよう注意喚起を行う。所属長や職場は、受診できるよう業務等の調整を行うとともに、各個人における感染対策の徹底を促す。また、新型インフルエンザ等に関する健康危機対策支援本部の設置後は、連携を密にする。

健康危機対策会議および事務局は、職員に対して新型インフルエンザ等に関する基礎知識等の必要な情報について情報提供を行う。マスクを含めた防護具等の衛生用品の管理については、定期的に数量及び使用期限等を確認し、緊急の使用に耐える状況となるように管理する。

3) 新型インフルエンザ等に関する物品・備品の備蓄、管理について

(1) 備蓄について

新型インフルエンザ等に関する対策用防護具・衛生用品として、以下の物品を予め用意し、職員数に応じて備蓄する。また、配布や設置の時期については、健康危機対策支援本部の指示によるものとする。

(2) 備蓄及び備品の設置場所等

品名	必要最低限の数量	備蓄数量	配布・設置場所
サージカルマスク	職員等 60 名×1 日 ×1 枚×8 週間 =3,360 枚	4,000 枚	毎週配布
手指消毒剤 (1L) エタノール製剤等	設置箇所 38 か所	80 本	各階トイレ、エレベーターホール、研修室、会議室、事務所等
ディスポ手袋	1 日 10 枚×8 週間 =560 枚	1,200 枚	必要に応じて配布
希釈性消毒薬	各階 1 本 =5 本	10	各階 1 本
専用ゴミ箱	20 か所	20	各トイレ、事務所

(3) 特定接種について

特定接種とは、新型インフルエンザ特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本

部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ発生後に政府対策本部において決定されるため、指定（地方）公共機関の摂取可能数等は、発生後に確定される。

第5章 教育・訓練と評価

1. 教育・訓練

新型インフルエンザ等が実際に発生した場合に、本会の健康危機管理体制を速やかに構築し、迅速かつ的確に対応するため、また、本会における新型インフルエンザ等の感染予防・感染拡大防止のために、発生前から、その発生に備えた訓練等を実施することが求められる。

本会においては、健康危機対策支援本部の設置及び運営について、各発生段階を想定した机上訓練又は実地訓練を行う。訓練の詳細については、健康危機対策会議より別途示し、適宜修正変更を加える。本会の職員一人一人が、新型インフルエンザ等についての正しい知識と適切な予防策を習得し、感染対策の実践ができるように、全ての職員を対象として研修及び応報提供を行う。

2. 計画の評価と見直し

本業務計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ適宜見直す。また、新型インフルエンザ等対策についても訓練等による検証等を通じ、適宜、修正・変更を行うものとする。

附則

1 この指針は、平成26年9月6日から施行する